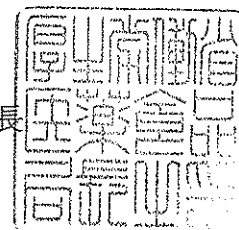




薬食発第 0524001 号
平成 19 年 5 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



化粧品基準の一部を改正する件について

平成 19 年 5 月 24 日厚生労働省告示第 197 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

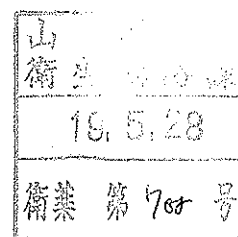
記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる医薬品の成分及び紫外線吸収剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第 2 の 3 及び別表第 4 の 2 を改正し、以下のとおり、新たに、医薬品の成分であるチオクト酸及び紫外線吸収剤である 2,4-ビス-[(4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ}-フェニル]-6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリアジンを化粧品へ配合できる成分に追加したこと。



(1) 化粧品へ配合できる医薬品の新規収載成分（別表第2の3の一部改正）

別表第2の3 化粧品の種類により配合の制限のある成分

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
チオクト酸	0.01	0.01	

(注) 空欄は、配合してはならないことを示す。

(2) 化粧品へ配合できる紫外線吸収剤の新規収載成分（別表第4の2の一部改正）

別表第4の2 化粧品の種類により配合の制限がある成分

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
2,4-ビス-[[4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ}-フェニル]-6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリアジン	3.0	3.0	

(注) 空欄は、配合してはならないことを示す。

○厚生労働省告示第九十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十四日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第2の3の表中

ユビデカレノン	0.03	0.03	0.03	0.03
---------	------	------	------	------

を

チオクトン酸	0.01	0.01
ユビデカレノン	0.03	0.03

に改める。

別表第4の2の表中

パラメトキシケイ皮酸	20	20	20	20	8.0
2-エチルヘキシル					

パラメトキシケイ皮酸	20	20	8.0
2-エチルヘキシル			
2,4-ビス-[4-(2-エチルヘキシルオキシ)-2-ヒドロキシ]-7-フェニル]-6-(4-メトキシフェニル)-1,3,5-トリ	3.0	3.0	

に改める。

を

アジン

—

—

—

—